北海道立都市公園の概要 (北海道立真駒内公園)

1 真駒内公園の概要

(1) 事業経緯等

① 北海道立真駒内公園は、明治百年記念森林公園の1つとして企画され、昭和42年から造成に着手、その間、昭和47年の札幌オリンピック冬季大会競技施設の整備と平行して整備が進められ昭和50年8月に供用開始し、平成12年3月に公園内の屋内競技場、屋外競技場の両施設が文部科学省から北海道へ譲渡された。

・都市計画決定… 昭和41年8月25日

・事業着手 … 昭和41年度~

・供用開始 … 昭和50年度

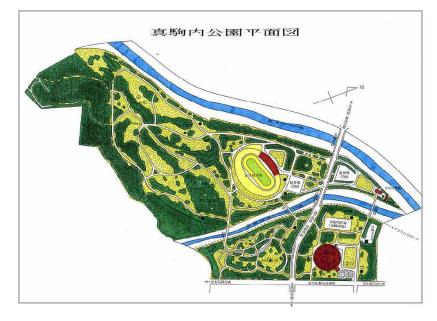
② 北海道立真駒内公園は「環境の保全と育成・人と自然との共生」を整備の理念とし、豊かで多彩な自然を育成する過程を学べる公園として、環境教育や市民活動の拠点となることを目指している。

(2) 施設概要

北海道立真駒内公園の管理及び運営業務の対象となる施設は、次のとおりである。

	の自住及の連沓未務の対象となる地畝は、仏のとわりてめる。
1 所在地	札幌市南区真駒内
2 設置目的	広域公園
3 施設内容	
(1)総面積	84.7ha(うち指定管理者管理面積76.7ha)
(2)施設	
園路及び広場	
/A E (広場)、広場(石張り) 等
修景施設	植栽、芝生、花壇、樹木、池、彫像(モニュメント、オリンピック記念碑、大会マー
	ク記念碑、聖火台 等) 等
	四阿、ベンチ、休憩所 等
遊戯施設	平均台
運動施設	屋内競技場((RC 造地上3階地下1階15,261㎡、収容人員11,500人)事務室、アイススケ
	-トリンク30m×60m、ウエイトトレーニング室、更衣室、シャワー室等)、小体育館 (RC 造756㎡)、
	屋外競技場(RC 造地上 2 階7, 492㎡、収容人員50,000人)事務室、スピードスケートリンク(一
	週400m)、サーキットトレーニング 室、更衣室、シャワー室等) 等
教養施設	さけ科学館(札幌市管理施設)
便益施設	食堂(屋内競技場・屋外競技場内)、
	駐車場、便所、水飲み台、自転車置場、時計等
管理施設	屋内競技場(管理事務所、会議室、倉庫、機械室 等)、
	屋内競技場(事務室、会議室、倉庫、機械室等)、旧公園管理事務所(受電設備等)、
	小体育館(事務室、倉庫 等)、門扉、柵、掲揚ポール、標識、掲示板、照明施設、
	操壁、護岸、電線管路、電気設備、機械設備、給水設備、上下水道管、排水施設(暗
	渠、排水路等)、粉砕機庫、車止め 等
	朱、外小町寸/、初叶饭牌、毕业炒一寸

(3) 真駒内公園全体平面図



(4) 備品一覧 別添1-1-1のとおり

2 真駒内公園利用実績

<u> </u>	マックト	14	' <u>園利用<i>夫</i>額</u> 		分		-	平成30年度	令和1年度	令和2年度
_	般	慰	地等無料施設利	用	利用	者数(人)	594, 663	601, 438	284, 148
駐	バ			ス	_利用	_台数(台	. – – – – .	157	164	49
車					<u>収</u> 利 用	入(円)	103, 620 25, 848	108, 240 29, 973	32, 340
場	乗		用車		_型	. ロ. ダ. ロ. カ (田	{-	8, 198, 720	9, 518, 720	16, 975 5, 343, 360
利			∡ 1 → +∧	-	利用	台 数(台)	46	101	74
用	自		動 二 輪	車	- 収	入何	<u> </u>	9, 660	21, 210	15, 540
					利用	件数(件	.)	53	52	6
	全		部 利	用		<u> 免件数(件)</u>	> <		< 1>	< 0>
		ı			収	入(円) [112, 010, 390	144, 490, 600	21, 634, 280
		フ	ケートリンク利	ΙĦ	利 用 <うち減!	者 数(人 5.老粉(人):)	4, 900	4, 059 0 >	3, 042
				П	<u>-〜ノウ級</u> 収	元 <u>任数(八)</u> 九(田		< 0> 2,618,262	2, 082, 990	1 < 0 > 1
					利用	者 数(人)	10, 501	6,771	11, 789
屋		コ	ート利	用	くうち減り		, > <		< 208>	< 878>
					収	入(円)	946, 740	610, 860	1, 299, 890
					利,用	者数(人)	8, 995	6, 210	9, 710
			フットサルコート		<うち減り	免者数(人)〉	> <		< 0>	<0>
					利用	者 数(人	1	823, 530 316	568, 830 109	1, 041, 440
			バレーボールコー	- k	M) > <		< 22>	< 147>
-			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	'	収	入(円		17, 100	6, 150	48, 030
内					利用	者 数(人)	379	162	507
			テニスコー	1	くうち減り	免者数(人)	> <		< 87>	< 369>
					収	入(円)	50, 250	5, 670	41, 430
			10 10 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ī	利用	者 数(人) _	542	167	927
			バドミントンコー	- L	<u>くうち減り</u> 収	光 <u>有数(</u> 人)/ 1 (田	<u> </u>	176> 54, 600	$\frac{33}{29,730}$	$\frac{169}{162,570}$
					利用	者数(人)	269	123	236
競			卓球	台	くうち減り		> <		< 66>	< 193>
足兄					収	入(円)	1, 260	480	6, 420
		/			利,用	者数(人)	7, 511	4, 877	3, 582
		個	トレーニンク	場	くりち減り	免者数(人))	> <	,	< 1,618>	< 1,053>
	_				<u>トララウ悪/</u> 収	<u> </u>	<u> </u>	7> 1,865,070	3> 1,422,360	< 0> 869, 120
		人			利用	者数(人)	7, 645	6, 332	5, 107
		'	スケート滑	走	くうち減り		, > <		< 455>	< 303>
技					くうち無料	料者数(人)	> <		< 2,962>	< 2,690>
100	部	利			収	入(円		2, 406, 150	2, 152, 740	1, 508, 460
			7	114	利用	者 数(人	´	11, 335	8, 394	3, 825
		用用	その	他	<うち減タ	免者数(人)) 料者数(人))	> < > <	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3,540>2,518>	< 2, 162 > 712 >
		Л			<u>- トラウボ</u> / 収	1.14 数 ()() / 人(田	. – –l– – i	904, 170	717, 990	362, 340
	利				利用	件数(件)	2	9	0
	, -		全 部 利	用	くうち減タ		> <		< 0>	< 0>
		付	•		収	入(円)	5, 660	25, 470	0
場				ш	利用	者数(人)	8, 573	6, 062	3, 579
	用		コート利	用	<u><うち減ウ</u> 収	光 <u>有 剱(八)</u> 入 (円	- - :	0 > 845, 410	< 0> 560, 220	< 0> 457, 010
	713	属			利用	者数(人)	840	0	0
		/1-4	フットサルコー	- F	くうち減1		, <		< 0>	< 0>
				-	収	入(円)	115, 920	0	<u></u> -
		,.			利用	者数(人)	0	0	
		体	バレーボールコ	ート	<u><うち減タ</u>			<0>	< 0>	<0>
					<u>収</u> 利 用	<u>入(円</u> 者数(人	}	0	0	0
				٠ ١	州		<i>'</i>	< 0>	< 0>	< 0>
		育		'		入(円)		0	
•	•	, , ,	ı <u>L</u>			2 - 11 -				

			バドミン	, l ¬	L	利	用 者 数 うち減免者数()	(人)		5, 300		3,969		1,701
			ハトミン	ノトノコ	— L	収	<u>うち減免者数()</u> ス	へ) <i>/</i> 、(円)	_ <	0> 491, 280	<_	0> 356, 040		0> 247, 020
		館				利	用 者 数	(人)		2, 433		2,093		1,878
			卓	球	台	<	うち減免者数(人)>	<	0>	<	0>	<	0>
						収		(円)		238, 210		204, 180		209, 990
						利	用件数	女(件)		8, 370		8, 382		1, 533
	施	設	設 備	利	用	1	うち減免件数 <u>(</u>	件)>	_<_	30>	<	30>	_<	0>
						収	<u> </u>	<u>(円)</u>		6, 477, 770		6, 850, 130		1, 128, 480
	_	=344-		411	ш	利	用件数	文(件)		169		231		24
	会	議	室	利	用	- -	うち減免件数(ク	<u>作)></u> /m\	_<_	0>	<	0>	_<	0>
						収	<u> </u>	<u>(円)</u>		1, 445, 520		2, 032, 220		225, 930
	左 日				覧	利	用 者 数			30		50		6
	観				見	<	うち減免者数(人) /	<	12>	<	0>	< /	0>
						- <u>II</u>	<u> 2 5 無代有数し</u> 1	人) / (m)		6>		2> 7,680		$\frac{0>}{960}$
						利		((元)		1, 920		21		5
	全	台	ζ :	利	用	\\ \\	カーロー 参うち減免件数(を	佐)>	_	0>	<	0 >	<	0>
		н	,	11	/11	収	7 -21/24,74 (1 1 24 (7	(円)		7, 693, 500		7, 657, 900		836, 510
						利		γ(X)		1, 159		587		306
		コ	-	利	用	, .	うち減免者数(人)>	<	141>	<	156>	<	125>
			•	, ,	/ 13	収	フ <u>ラルス</u> ス	(円)		144, 210		84, 180		32, 430
屋						利	用者数	女(人)		1, 159		587		306
/	<u> </u>	テ	ニス	コー	}	, .	うち減免者数(人) >	<	141 >	<	156 >	<	125 >
						収	ブーニューニュース ブ	、(円)		144, 210		84, 180		32, 430
						利	用者数	女(人)		0		0		0
		フ	ット	・サ	ル	<	うち減免者数(人)>	<	0>	<	0>	<	0>
外	部					収	<u></u>	(円)		0		0		0
						利	用者数	女(人)		0		62		0
		スケー	ートリ	ンク系	1 用	<u> </u>	うち減免者数(人) >_	<	0>	<	0>	<	0>
	I					収	<u> </u>	<u>、(円)</u>		0		27, 440		0
44	利	/1771	,) L _I	利	用 者 数	(人)		7, 510		7, 297		2, 425
競		個卜		- ン ク	、場	<		人) >	<	1,036>	<	1, 164>	<	826>
						<u> </u>	ク <u>り無料有剱し</u>	人 <i>) ></i> _		135>		16>		0>
		,				収利		(円)		26, 850		16, 240		1,860
	用		<i>F</i>	ト 滑	走	小J <	- 用 - 有 - 剱 うち減免者数(1,869 201>		3,642 $331 >$		0 >
	用		7	トイ月	止) の佩兄有剱し うち無料者数(\mathcal{N}	< /	1,014>	< /	2,093>	< /	0>
技		利				収	ノり無代1 数し 1	八 <i>) /</i> 、(円)		462, 840		847, 430		0
100		\rightarrow 1				利	用者数	女(人)		15		26		15
		用そ	O.)	他	\(\frac{1}{2}\)	うち減免者数(()() ()()	<	6>	<	22 >	<	9>
) 13 C	* -		ت ا		うち無料者数(人) >	<	6>	<	4>	~	3>
						収	л.22001.cm25.7	(円)		225, 710		242, 280		14, 340
		I				利	用件数	女(件)		232		207		54
場	施	設	設 備	利	用		うち減免件数(ク	件) >	<	0>	<	0>	<	0>
1		<u> </u>				収		(円)		330, 180		300, 930		68, 110
						利	用件数	- 、 , , ,		187		166		69
	会	議	室	利	用		うち減免件数(件) >	<	0>	<	0>	<	0>
1						収		(円)		939, 930		809, 360		271, 490
						利	用者数			0		0		0
	観				覧		<u>うち減免者数(</u>		_<_	0>	<	0>	_<	0>
						収		(円)		0		0		0

※ 利用者数には減免者数、無料者数を含む。

▼宋内工内の 別表第2(第12条の2関係) 1 屋内競技場を利用する場合 (利用者が観覧者から入場料を徴収して全部利用する場合を除く。)

	区	分	利	用料金の上限額
全部	1 アマチュアのスポーツに	1係る競技会又は練習会に利用	夏期	78,700円
利用	する場合		冬期	114,700円
	2 生活文化の向上に係る研	肝修会、講演会その他の集会に	夏期	157, 400円

	利用する場	 合		基本 冬期	228,000円
	3 生活文化	この向上に	こ係る展示会に利用する場合	料金 夏期	197,000円
				冬期	285,900円
	4 その他の	催物に	利用する場合	夏期	472, 400円
				冬期	685,700円
一部		<u>・利用す</u>		1面1回につき	2,870円
利用	2 個人利	トレーニング	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる	1人1回につき	740円
	用の場合	場	者		
			2 1以外の者(学齢に達しない者、	1人1回につき	1,130円
			小学校の児童、中学校の生徒及びこ		
			れらに準ずる者を除く。)		
		その他	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる	1人1回につき	300円
			者		
			2 1以外の者(学齢に達しない者、	1人1回につき	820円
			小学校の児童、中学校の生徒及びこ		
			れらに準ずる者を除く。)		

屋外競技場を利用する場合

(利用者が観覧者から入場料を徴収して全部利用する場合を除く)

(小!	刀伯//一既見石	1000	<u> 易付を倒収して王部利用りる場合を除く</u>	. /			
	区		分			用料金の上降	艮額
全部	1 アマチュ	アのス	ポーツに係る競技会又は練習会に利用		夏期		41,000円
利用	する場合				冬期		127,900円
	2 生活文化	この向上	に係る研修会、講演会その他の集会に		夏期		83,600円
	利用する場			基本	冬期		255,900円
	3 生活文化	この向上は	に係る展示会に利用する場合	料金	夏期		125,700円
					冬期		384, 200円
	4 その他の	催物に	利用する場合		夏期		209, 100円
					冬期		639,800円
一部	1 コートを	:利用す	る場合	1面	1回に	つき	2,820円
利用	2 個人利	トレーニング	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる	1人	1回に	つき	740円
	用の場合	場	者				
			2 1以外の者(学齢に達しない者、	1人	1回に	こつき	1,130円
			小学校の児童、中学校の生徒及びこ				
			れらに準ずる者を除く。)				
		その他	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる	1人	1回に	こつき	300円
			者				
			2 1以外の者(学齢に達しない者、	1人	1回に	つき	820円
			小学校の児童、中学校の生徒及びこ				
			れらに準ずる者を除く。)				

- 3 屋内競技場又は屋外競技場を利用者が観覧者から入場料を徴収して全部利用する場合 基本料金 その利用の区分に応じ、1又は2の表に定める額にそれぞれ1.5を乗じて得た額屋内競技場又は屋外競技場内の施設、設備等を利用する場合
- 4
- 1回につき 13,300円 会議室を利用する場合 5

基本料金 1室1回につき 夏期 2,870円

冬期 3,850円

屋内競技場又は屋外競技場を観覧する場合

区 分	利用料金の上限額	
1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者	1人1回につき	130円
2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の	1人1回につき	160円
生徒及びこれらに準ずる者を除く。)		

駐車場を利用する場合(十曜日、日曜日及び休日に利用する場合に限る。)

		3 H (-1X 0 0)	
区	>	利用料金の上限額	
バス		1 日 1 回につき	670円
乗用車		1日1回につき	320円
自動二輪車(原動機付自転車を含む)		1日1回につき	210円

備考

- 冬期とは11月1日から翌年3月31日までの期間において知事が定める期間とし、夏期とは冬期以外 の期間とする。
- 基本料金とは、月曜日から金曜日までの日(休日を除く。以下「平日」という。)における午前9時 から午後1時まで又は午後1時から午後5時までの間の利用料金の上限額とする。
- 平日の午後5時から午後9時までの間(以下「夜間」という。)の全部利用に係る利用料金の上限額 は、基本料金に1.25を乗じて得た額とする。
- 平日に屋内競技場又は屋外競技場を全部利用する場合であって別表第1の2に定める利用の時間を

超過し、又は繰り上げて利用するときのその利用に係る利用料金の上限額は、当該利用時間(利用時 間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数の時間があるときは、当該時間について は、1時間として計算するものとする。) 1時間につき午後9時から午前7時までの利用にあっては夜 間の全部利用に係る利用料金の上限額に0.25を乗じて得た額とし、午前7時から午前9時までの利用 にあっては基本料金に0.25を乗じて得た額とする。

- 土曜日、日曜日及び休日における全部利用に係る利用料金及び会議室の利用料金の上限額は、平日 における利用料金の上限額に1.5を乗じて得た額とする。 指定管理者は、特別に利用する電気、水道等の料金について、別に実費を徴収することができる。
- 貨物自動車の利用料金については、車体の大きさによって、バス又は乗用車に区分し、7の表を適 用するものとする。

◆利用料金承認額(平成30年3月30日承認)-

[指定管理者の名称]

財団法人北海道体育文化協会

[利用料金の額]

屋内競技場を利用する場合(利用者が観覧者から入場料を徴収して全部利用する場合を除く。)

大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き						<u> </u>	利用料	 	, ,,,,	., ,
大き		区	分		午前	午後			午後	午前
使 日								午後	夜間	午後
世										夜間
# 日 に係る 競技 会文 に練習 会に利用する場合	競全	1 アマチュア	夏期	平日	77,600円	77,600円	97,000円	139,680円	157, 140円	201,760円
株 日 113,000円 113,000円 141,250円 203,400円 228,820円 293,800円 293,800円 240,700円 169,500円 211,870円 305,100円 343,230円 440,700円 168 169,500円 169,500円 211,870円 305,100円 343,230円 440,700円 168 169,500円 169,500円 211,870円 305,100円 343,230円 440,700円 168 169,500円 169,500円 211,870円 305,100円 343,230円 440,700円 403,250円 200,800円 211,870円 279,180円 314,070円 403,250円 200,800円 418,770円 471,100円 604,870円 168 200,800円 418,770円 471,100円 604,870円 168 200,800円 418,700円 418,700円 419,100円 420,250円 421,120円 606,420円 682,210円 875,940円 168 200,800円 421,120円 606,420円 682,210円 875,940円 168 200,800円 421,120円 606,420円 682,210円 875,940円 168 200,800円 421,120円 507,060円 570,430円 576,970円 589,560円 756,970円 168 1	技部	のスポーツ		土曜日	116,400円	116,400円	145,500円	209,520円	235,710円	302,640円
株 日 会 又は練習会に利用する場合に利用する場合に利用する場合に利用する場合に利用する場合に利用する場合とは、日本曜日 113,000円 113,000円 121,870円 305,100円 343,230円 440,700円 128,870円 279,180円 343,230円 440,700円 403,250円 440,700円 403,250円 440,700円 403,250円 440,700円 403,250円 440,700円 403,250円 440,700円 403,250円 440,700円 440,700円 441,70円 471,100円 403,250円 440,70円 441,70円 471,100円 403,250円 440,280円 441,70円 471,100円 604,870円 441,70円 471,100円 604,870円 441,10円 422,60円 421,120円 606,420円 454,810円 583,960円 421,120円 606,420円 682,210円 875,940円 481,00円				日曜日						
会に利用する場合 専用 であります 専用 113,000円 169,500円 169,500円 169,500円 211,870円 305,100円 343,230円 440,700円 164,700円 164,700円 175,100円 175,	月			休日						
大曜日 169,500円 169,500円 211,870円 305,100円 343,230円 440,700円 161,700円 1			冬期	平日	113,000円	113,000円	141,250円	203,400円	228,820円	293,800円
日曜日				土曜日	169,500円	169,500円	211,870円	305, 100円	343,230円	440,700円
2 生活文化 の向上に係 る研修会、 講演会その 他の集会に 利用する場合 合 マ期 日曜日 休日 224,600円 232,650円 232,650円 232,650円 232,650円 232,650円 232,650円 232,650円 232,650円 232,650円 232,650円 236,900円 421,120円 606,420円 421,120円 606,420円 606,420円 682,210円 606,420円 682,210円 606,420円 682,210円 875,940円 682,210円 875,940円 875,940円 682,210円 875,940円 875,940円 682,210円 875,940円 875,940円 875,940円 876,970円 877,070円 87				日曜日						
2 生活文化 の向上に係 る研修会、 講演会その 他の集会に 利用する場合 合 マ期 日曜日 休日 224,600円 232,650円 232,650円 232,650円 232,650円 232,650円 232,650円 232,650円 232,650円 232,650円 232,650円 236,900円 421,120円 606,420円 421,120円 606,420円 606,420円 682,210円 606,420円 682,210円 606,420円 682,210円 875,940円 682,210円 875,940円 875,940円 682,210円 875,940円 875,940円 682,210円 875,940円 875,940円 875,940円 876,970円 877,070円 87				休日						
一 の向上に係 る 研修会、 講演会その 他の集会に 利用する場 を 日曜日		2 生活文化	夏期		155,100円	155, 100円	193,870円	279, 180円	314,070円	403,250円
日曜日				土曜日	232,650円	232,650円	290,800円	418,770円		
構演会その他の集会に利用する場合 大田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田							, ,			
世の集会に 利用する場合										
利用する場合			冬期	1	224,600円	224,600円	280,750円	404, 280円	454,810円	583,960円
日曜日 (木 目							,		,	
3-1 生活文化 万切		合		日曜日						
大曜日 291,150円 291,150円 363,930円 524,070円 589,560円 756,970円 757,430円 756,970円 756,970円 757,430円 756,970円 756,970円 757,430円 756,970円 756,970円 756,970円 756,970円 757,430円 756,970円 7				休日						
大曜日 291,150円 291,150円 363,930円 524,070円 589,560円 756,970円 757,430円 756,970円 756,970円 757,430円 756,970円 756,970円 757,430円 756,970円 756,970円 756,970円 756,970円 757,430円 756,970円 7		3-1 生活文化	夏期	平日	194,100円	194, 100円	242,620円	349, 380円	393,040円	504,650円
利用する場合 株 目				土曜日	291,150円	291, 150円	363,930円	524,070円	589,560円	756,970円
合 冬期 平日 281,700円 281,700円 352,120円 507,060円 570,430円 732,410円 土曜日 422,550円 422,550円 528,180円 760,590円 855,640円 1,098,610円 3-2 生活文化 夏期 平日 129,400円 129,400円 161,740円 232,920円 262,020円 336,430円 大曜日 194,100円 194,100円 242,620円 349,380円 393,040円 504,640円 利用)する場合 休日 株日 281,700円 187,800円 234,740円 338,040円 380,280円 488,270円 土曜日 大曜日 281,700円 281,700円 352,120円 507,060円 570,420円 732,400円 土曜日 大曜日 大曜日 281,700円 352,120円 507,060円 570,420円 732,400円 オ曜日 大曜日 大曜日 145,570円 145,570円 181,960円 262,030円 294,780円 378,480円 オ曜日 大曜日 大曜日 140,850円 176,060円 253,530円 285,210円 366,200円 大曜日 大曜日 大曜日 140,		る展示会に		日曜日						
土曜日 422,550円 422,550円 528,180円 760,590円 855,640円 1,098,610円 日曜日 休 日 3-2 生活文化 夏期 平 日 129,400円 129,400円 161,740円 232,920円 262,020円 336,430円 128		利用する場		休日						
日曜日		合	冬期	平日	281,700円	281,700円	352,120円	507,060円	570,430円	732, 410円
株 目				土曜日	422,550円	422,550円	528, 180円	760, 590円	855,640円	1,098,610円
3-2 生活文化 夏期 平 目 129,400円 129,400円 161,740円 232,920円 262,020円 336,430円 128,50円 129,400円 129,400円 129,400円 129,400円 129,400円 129,400円 129,400円 129,400円 1242,620円 349,380円 393,040円 504,640円 1281,700円 1281,960円				日曜日						
る展示会に利用 (3分の2 利用) する場合 土曜日 日曜日 休 日 194,100円 194,100円 242,620円 349,380円 393,040円 504,640円 18円 (3分の2 利用) する場合 冬期 平 日 187,800円 187,800円 234,740円 338,040円 380,280円 488,270円 281,700円 352,120円 507,060円 570,420円 732,400円 18円 (本 日 日曜日 休 日 日 日曜日 休 日曜日 休 日 日 日曜日 休 日 日 日 日				休 日						
利用(3分の2 利用)する 場合		3-2 生活文化	夏期	平日	129,400円	129, 400円	161,740円	232,920円	262,020円	336, 430円
利用)する 休 目 187,800円 187,800円 234,740円 338,040円 380,280円 488,270円		る展示会に		土曜日	194,100円	194, 100円	242,620円	349, 380円	393,040円	504,640円
場合 冬期 平 日 187,800円 187,800円 234,740円 338,040円 380,280円 488,270円 土曜日 281,700円 281,700円 352,120円 507,060円 570,420円 732,400円 日曜日 休 日 97,050円 97,050円 121,310円 174,690円 196,520円 252,320円 0 向上に係る展示会に利用(2分の1 利用)する		利用 (3分の2		日曜日						
土曜日 281,700円 281,700円 352,120円 507,060円 570,420円 732,400円 日曜日 休日 日曜日 休日 日曜日 大田日 日曜日 大田田 日曜日 大田日 日本日 大田田 日本日 大田田 日本日 大田田 日本日		利用)する		休日						
3-3 生活文化 の向上に係る展示会に利用(2分の1 利用)する 場合 要期 中間 日曜日 休日 平日 日曜日 日曜日 休日 97,050円 97,050円 145,570円 145,570円 145,570円 145,570円 145,570円 145,570円 145,570円 140,850円 140,850円 140,850円 140,850円 176,060円 253,530円 285,210円 366,200円 427,820円 427,820円 549,300円 549,300円 168,210円 3-4 生活文化 夏期 平日 64,700円 64,700円 80,870円 116,460円 131,010円 168,210円			冬期	平日	187,800円	187,800円	234,740円	338,040円	380, 280円	488, 270円
休日 145,570円 121,310円 174,690円 196,520円 252,320円 252,330円 252,330円 252,320円 252,330円 252,320円 252,210円 366,200円 252,320円 252,210円 366,200円 252,320円 252,210円 366,200円 252,210円 25				土曜日	281,700円	281,700円	352, 120円	507, 060円	570, 420円	732, 400円
3-3 生活文化 夏期 平 目 97,050円 97,050円 121,310円 174,690円 196,520円 252,320円 252,320円 145,570円 145,570円 181,960円 262,030円 294,780円 378,480円 378,480円 14月 14										
の向上に係る展示会に利用 (2分の1 利用) する				休日						<u> </u>
る展示会に 利用 (2分の1 利用) する 場合 5年日 140,850円 140,850円 176,060円 253,530円 285,210円 366,200円 176,060円 253,530円 285,210円 366,200円 280,200円 280,200円 280,200円 380,290円 427,820円 549,300円 180,200円 180,200円 180,210円 180,2		3-3 生活文化	夏期		97,050円	97,050円	121,310円	174,690円	196,520円	252, 320円
利用 (2分の1 休 日					145, 570円	145, 570円	181,960円	262, 030円	294, 780円	378, 480円
利用)する		る展示会に		日曜日						
場合 土曜日 211,270円 211,270円 264,090円 380,290円 427,820円 549,300円 日曜日 休 日 3-4 生活文化 夏期 平 日 64,700円 64,700円 80,870円 116,460円 131,010円 168,210円		利用(2分の1								
日曜日 休日 3-4 生活文化 夏期 平 日 64,700円 64,700円 80,870円 116,460円 131,010円 168,210円		利用)する	冬期	平日	140,850円	140,850円	176,060円	253, 530円	285, 210円	
		場合		土曜日	211,270円	211, 270円	264, 090円	380, 290円	427,820円	549, 300円
3-4 生活文化 夏期 平 日 64,700円 64,700円 80,870円 116,460円 131,010円 168,210円				日曜日						
				休日						<u> </u>
		3-4 生活文化	夏期	平日	64,700円	64,700円	80,870円	116, 460円	131,010円	168, 210円
		の向上に係		土曜日	97,050円		121,310円	174,690円		

					Ī	Ĩ			i	i	i	i	
			示会		日曜日								
			(3分の		休日								
			() す	る 冬月		93,900円	93, 90		117,370円	169,020円	190,140円	244, 130円	
	場	合			土曜日	140,850円	140, 8	50円	176,060円	253, 530円	285,210円	366, 200円	
					日曜日								
	4	フ	<i>∞</i> //h	の 百十	休 日 朝 平 日	465 400 TI	405 44	2011	F01 7F0 III	007 700	0.40 400 []	1 010 040	
			の他		期 平 日 土曜日	465, 400円	465, 40		581,750円			1,210,040円	
			に利。	H		698, 100円	698, 10	00円	872,620円	1,256,580円	1,413,640円	1,815,060円	
	9	Ø :	場合		日曜日 休 日								
				冬其		675 500 W	675 50	<u> </u>	944 270⊞	1 215 000⊞	1,367,880円	1 756 200⊞	
				(**)	土曜日	1,013,250円					2,051,820円	2,634,430円	
					日曜日	1,015,250	1, 013, 2	90 7	1, 200, 550円	1, 623, 650	2,031,020	2, 034, 430	
					休日								
_	1	コ・	ートを	利用す	る場合	1 バスケ、	ットボー	ルコー	- -	1面1回に	つき	2,830円	
部	-		1	1.11/11	2 <i>m</i> L		ボールコ			1面1回に		2,830円	
利						3 テニス:				1面1回に		2,830円	
用						4 バドミン	ントンコ	ート		1面1回に	つき	1,380円	
						5 卓球台				1面1回に	つき	830円	
						6 多目的	コート			1面1回に		2,830円	
				リン	クを利用す	1時間につき	<u></u>				の児童、中学		
	Z)場	合					びこ	これらに準ず	る者に係る競	技会、練習会	等に利用す	
								る場	易合				
												5,550円	
											こ準ずる者に位	系る競技会、	
								練	習会等に利用	する場合			
										alar v tana an ata		11,000円	
								3 1及び2以外の者に係る競技会、練習会等に利					
								る場合					
	2		1 1 .	/III I 7	1 18	1人1回に~	~ *	1045	四1.の老(古	* /* 10 - 上 法	ある (学齢に	17,830円	
	3	(III)	トレ	個人ノ	\ 場	1人1回に	つざ						
		個	ーニ ング						の生徒及びこ ずる者を除く		D児童、中学村 C準ずる者を降		
		人 利	場					(二字	<u>する日を除く</u> 1,12		- 年 9 〇 11 で 18	·····································	
		fij 用	<i>200</i>			定期利用 利	田田粉	18告	1,12 以上の者(高		ある (学齢に		
		л の				是 旁 孙历 不	加力数		の生徒及びこ		り児童、中学権		
		場							ジエに次しこ ずる者を除く		こ準ずる者を 『		
		合				1	. 月	,,,,	3, 470		<u></u>	2,340円	
							 月		9, 770			5,820円	
							月		16, 980)円		11, 100円	
						12	2月		32, 250			19,330円	
						回数券(5]			1, 860			1, 170円	
				団体ノ	人場	5人以上の	場合は				萌の者 (学齢に		
						一人1回に~	つき					交の生徒及び	
								に準	ずる者を除く) これらに	工準ずる者を		
			_		L				830		2011 233	480円	
			その		個人入場	1人1回に	つき	1	高等学校の生	徒及びこれに	こ準ずる者		
			他	<u> </u>					/H)	T D D (ART)	>	290円	
				滑走				2		平日の16時か	<u>Pら</u> ない者、小学	140円	
								_	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		よい有、小子/ げる者を除く。		
								子	区ツ土1E及U	・これいりに毕う	, 心日で防人。	810円	
									∤ ⊟ 1	平日の16時か	À	400円	
						回数券(6回	司券)	1		<u> </u>		40011	
							コケノ	1	回サテスツ生	· NC/X O' C A D N	- 十 7 7 7 1	1,450円	
								2	1以外の者	(学齢に達した	い者。小学	<u>1,430円</u> 校の児童、中	
											げる者を除く。		
								,-	<u></u>	-, · J (-+)	. тысы, (0	4,050円	
					団体入場	30人以上99	人まで	1	高等学校の生	徒及びこれば	こ準ずる者	-, 1 1	
						の場合1人		-			. , 9 1	250円	
					1	つき	,	2	1以外の者	(学齢に達しな	ない者、小学		
										これらに準っ	げる者を除く。		
										これらに準っ		· · · · · · ·	

ĺ				100人以上の場合 1	1	高等学校の生徒及びこれに準ずる者
				人1回につき		240円
					2	1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中
					7	学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)
						640円
		その他	1	1人1回につき	1	高等学校の生徒及びこれに準ずる者
						240円
					2	1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中
					7	学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)
						630円
				回数券(6回券)	1	高等学校の生徒及びこれに準ずる者
						1,200円
					2	1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中
					Ė	学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)
						3,150円

イ JOC・北海道パートナー協定に基づき屋内競技場を利用する場合(利用者が観覧者から入場料を徴収して全部利用する場合を除く。)

	<u> </u>	(収して主部和)	11) 9	<i>У Т</i> Д С Г	21. (°)		利用料金	 ②の額		
		区	分		午前	午後	夜間	午前	午後	午前
								午後	夜間	午後
										夜間
競	全	1 アマチュア	夏期	平日	39, 350円	39, 350円	49, 188円	78, 700円	88,538円	127,888円
技	部	のスポーツ		土曜日	59,025円	59,025円	73,782円	118,050円	132,807円	191,832円
場	利	に係る競技		日曜日						
	用	会又は練習		休日						
		会に利用す	冬期	平日	57,350円	57, 350円	71,688円	114,700円	129,038円	186, 388円
		る場合		土曜日	86,025円	86,025円	107,532円	172,050円	193,557円	279, 582円
				日曜日						
		0 47 - 11.	로 #11	休 日	50 500 H	50 500 H	00.075	155 100 H	122 025	055 885
		2 生活文化 の向上に係	夏期	平 日 土曜日	78,700円 118,050円	78,700円 118,050円	98,375円	157, 400円	177,075円	255,775円
		る研修会、		日曜日	118,050円	118,050円	147, 563円	236, 100円	265, 613円	383, 663円
		講演会その		休日						
		他の集会に	冬期	平日	114,000円	114,000円	142,500円	228,000円	256,500円	370, 500円
		利用する場	-3-29J	土曜日	171,000円	171,000円	213,750円	342,000円	384,750円	555, 750円
		合		日曜日	1,1,000,1	111,000,3	210, 100 1	012, 000, 1	001, 1001,	000, 1001 1
		П		休日						
		3-1 生活文化	夏期	平日	98,500円	98,500円	123,125円	197,000円	221,625円	320, 125円
		の向上に係		土曜日	147,750円	147,750円	184,688円	295, 500円	332,438円	480, 188円
		る展示会に		日曜日						
		利用する場		休 日						
		合	冬期	平日	142,950円	142,950円	178,688円	285,900円	321,638円	464, 588円
				土曜日	214, 425円	214, 425円	268,032円	428,850円	482,457円	696,882円
				日曜日						
		0 0 11 7 11	——, тғ⊔	休日	05 005 W	25 225	00.004	101 001	1.15 551 55	010 1100
	→	3-2 生活文化	夏期	平日	65,667円	65,667円	82,084円	131, 334円	147,751円	213, 418円
	部	の向上に係		土曜日	98,501円	98,501円	123, 126円	197,001円	221,627円	320, 127円
	利用	る展示会に 利用(3分の2		日曜日 休日						
	Л	利用)する	冬期	平 日	95,300円	95, 300円	119,125円	190,600円	214, 425円	309, 725円
		場合	-(-79)	土曜日	142,950円	142,950円	178,688円	285, 900円	321,638円	464, 588円
		<i>-700</i> LI		日曜日	142, 300 1	142, 300 1	110,000	200, 3001 1	021, 000 1	101, 000 1
				休日						
		3-3 生活文化	夏期	平日	49,250円	49,250円	61,563円	98,500円	110,813円	160,063円
		の向上に係		土曜日	73,875円	73,875円	92, 345円	147, 750円	166, 220円	240,095円
		る展示会に		日曜日						
		利用(2分の1		休 日						
		利用)する	冬期	平日	71,475円	71,475円	89, 344円	142,950円	160,819円	232, 294円
		場合		土曜日	107,213円	107, 213円	134,016円	214, 425円	241,229円	348, 441円
1				日曜日						
1		0 4 // > 1 ::		休 日						
		3-4 生活文化	夏期	平日	32,834円	32,834円	41,043円	65,668円	73,877円	106,711円

利用)する 本郷日 47,650円 47,650円 59,563円 95,300円 107,213円 154,863円 142,950円 160,820円 232,295円 1曜日 休日 日曜日 休日 日曜日 休日 日曜日 休日 日曜日 休日 日曜日 大田田 1 142,850円 354,300円 354,300円 354,300円 442,875円 708,600円 797,175円 1,151,475円 10曜日 休日 平日 342,850円 342,850円 428,563円 685,700円 771,413円 1,114,263円 1,028,550円 1,157,120円 1,671,395円 1 1 1 1 1 1 1 1 1		る展]上に例 景示会に (3分の	_	土曜日日曜日休日	49, 251円	49, 25	1円	61, 565円	98, 502円	110,816円	160,067円
# 日 日曜日						47.650円	47, 65	0円	59.563円	95, 300円	107,213円	154, 863円
全 4 その他の			• , , ,									
全 4 その他の					日曜日	, 1, 1, 5, 5	, 1, 1,	~ •	30, 323, 3	112,000,1	100,020,1	202, 200, 3
部 付 する場合 土曜日 日曜日 (水 日 日曜日) (水 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	全	4 7	- の他の	夏期		236, 200円	236, 20	四00円	295, 250円	472,400円	531,450円	767, 650円
日曜日												
用 休日 本期 休日 342,850円 342,850円 428,563円 685,700円 771,413円 1,114,263円 上曜日日曜日 休日 1 14,275円 514,275円 642,845円 1,028,550円 1,157,120円 1,671,395円 1 コートを利用する場合 1 1 ぶスケットボールコート 1 面1回につき 2,830円 2,830円 2,830円 4 バドミントンコート 1 面1回につき 2,830円 1 面1回につき 2,830円 3 デニスコート 1 面1回につき 2,830円 4 バドミントンコート 1 面1回につき 2,830円 1 面1回につき 2,830円 2 2,830円 4 バドミントンコート 1 面1回につき 2,830円 2 30円 4 バドミントンコート 1 面1回につき 2,830円 2 30円 4 ボドミントンコート 1 面1回につき 2,830円 2 30円 4 ボドミントンコート 1 面1回につき 2,830円 3 ボーラをかの生産のが定めい発売をいるが定めい発売をいるが定めい発売をいるが定めい発売をいるが定めい発売をいるが定めるであるといるが表別の内であるといるのであるとい							ĺ		,	,	, , , , ,	, , ,
本語		, 4										
上曜日 日曜日 休 日 514,275円 休 日 514,275円 642,845円 1,028,550円 1,157,120円 1,671,395円 10個円 1人671,395円 10個円 1人671,395円 1の1の円 1人671,395円 1人7、10円 1人671,395円 1人7、10円 1人7、1,57、120円 1人671,395円 1人7、10円 1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者を除く。) その他 1人1回につき 1人1回につき 1人1回につき 1人1回につき 2、330円 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	/13			冬期		342.850円	342. 8	50円	428. 563円	685. 700円	771. 413円	1 114 263円
日曜日				791								
						011, 210, 1	011, 2	1011	012,010 1	1, 020, 000 1	1, 101, 120 1	1, 0, 1, 0,0,
1 コートを利用する場合												
日本の	_	1 3	ートを禾	 用する		1 バスケッ	ノトボー	ルコー		1面1回に	つき	2.830円
1	部	_		1/11/	<i></i>				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
A	利											
5 卓球台 6 多目的コート 1面1回につき 2,830円 1面1回につき 2,830円 2 スケートリンクを利用す 3場合 1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合 11,000円 3 1及び2以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合 11,000円 3 1及び2以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合 17,830円 4 とかの生徒及びこれ、一学校の児童、中学校の生徒及びに利いて学校の生徒及びに対して連ずる者を除く) 5 を65円 2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。) 1人1回につき 1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者を除く) 2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。) その他 1人1回につき 1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者を除く。) 150円 2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれに準ずる者を除く。) 2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれに準ずる者を除く。) 410円 2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)								ート				
2 スケートリンクを利用する場合 1時間につき 1時間につき 2,830円 2 スケートリンクを利用する場合 1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合 11,000円 3 1及び2以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合 11,000円 3 1及び2以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合 17,830円 3場合 17,830円 3場合 17,830円 3場合 17,830円 3 は、2 は、2 は、2 は、2 は、3 は、3 は、3 は、4	7.14						•	•				
2 スケートリンクを利用する場合 1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合 2 高等学校の生徒及びこれに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合 5,550円 2 高等学校の生徒及びこれに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合 11,000円 3 1及び2以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合 17,830円 3 個人利用の場合 18歳以上の者(高等学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く)に準ずる者を除く)に準ずる者を除く)に準ずる者を除く) 370円 その他 1人1回につき 1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者を除く。) 2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。) 410円 その他 1人1回につき 1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者を除く。) 2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。) 150円 2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)							ュート					
3 個人利用の場合 1人1回につき (連ずる者を除く) 6 をの他 1人1回につき (主権) (大力回につき (大力の) (大力の				リンク	を利用す					ハ者、小学校	の児童、中学	校の生徒及
3 トレーニング場 1人1回につき 3場合 11,000円 3 1及び2以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合 3 個人利用の場合 1人1回につき 学校の生徒及びこれ 小学校の児童、中学校の生徒及びに準ずる者を除く) これらに準ずる者を除く) これらに準ずる者を除く) 1565円 370円 2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。) 410円 2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。) 410円 2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれに準ずる者を除く。) 410円 2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれに準ずる者 150円 2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれに準ずる者を除く。)		2 1113	П									
11,000円 3 1及び2以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合 17,830円 3 個人利用の場合 6 そのスケート滑走他 1人1回につき他 1人1回につきを対している。 18歳以上の者(高等 学校の児童、中学校の児童、中学校の生徒及びに準ずる者を除く) 2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。) 2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。) 2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。) 2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)											こ準ずる者に付	
3 1及び2以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合								褓	首云寺に利用	りる場合		11 000⊞
3 トレーニング場 1人1回につき 18歳以上の者(高等 学校の生徒及びこれ 小学校の児童、中学校の生徒及びに準ずる者を除く) 利用の場合 そのスケート滑走 他 1人1回につき 1条歳以上の者(高等 学校の生徒及びこれ 小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く) 370円 2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。) その他 1人1回につき 1 高等学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。) 410円 2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)								2	1 77 7 5 9 17 1 14	の老に伝えき	4.	
17,830円 3										・07年に徐る別	况仅云、探白:	云守に作用り
3 個人利用の場合 1人1回につき 18歳以上の者(高等 18歳未満の者(学齢に達しない者、学校の生徒及びこれ 小学校の児童、中学校の生徒及びに準ずる者を除く) これらに準ずる者を除く) 370円 565円 370円 370円 1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者 150円 2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。) 410円 2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。) 410円 2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)								ري م	勿口			17 920⊞
個人利用の場合 学校の生徒及びこれ 小学校の児童、中学校の生徒及びに準ずる者を除く) これらに準ずる者を除く) 370円 370円 370円 1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者 150円 2 1以外の者 (学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。) 410円 2 1以外の者 (学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれに準ずる者 150円 2 1以外の者 (学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)		9	1.1	ーヽ、 げ+	FI.	1 1 同次/	っキ	10华	ロトの孝 (古	·	生の老(学齢)で	
利用の場合 に準ずる者を除く) これらに準ずる者を除く) 370円 370円 565円 370円 370円 1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者 150円 2 1以外の者 (学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。) 410円 2 1以外の者 (学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれに準ずる者を除く。) 2 1以外の者 (学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)		II.		ーノソカ	勿		70					
の場合 その他 スケート滑走 1人1回につき 他 1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者 2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれに準ずる者を除く。) 410円 その他 1人1回につき 1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者を除く。) 2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれに準ずる者 2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)												
合								(-4			- 年 9 3 日 2 月	
他 150円 2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。) 410円 その他 1人1回につき 1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者 150円 2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)			マ の	スケート	、滑去	1 人 1 同につ	つキ	1			ア淮ボス去	310
2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。) 410円 その他 1人1回につき 1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者 150円 2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)				<i>/ / /</i>	111/10		<i>-</i> -	1	问分子区少工	THE X O'CAUN	-4701	150円
学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。) 410円 その他 1人1回につき 1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者 150円 2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)			III.					2	1 以外の者 ((学齢に達した	さい者 小学は	
その他 1人1回につき 1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者 2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)												
その他1人1回につき1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者 150円2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)								1	人の工匠人の	C400(C4)	2.4 5 W (°	
150円 2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)				その他		1人1回に~	つき	1	高等学校の生	徒及びこれ!	進ずる者	310[1
2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)				C 47 IE			٠ ر٠	1	阿女子区の工	. ,	-) .0.0	150円
学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)								2	1 以外の者 ((学齢に達した	こい者 小学は	1
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1								_				
								1	N-LMXU		Δ D G W \ 0	410円

ウ 屋外競技場を利用する場合(利用者が観覧者から入場料を徴収して全部利用する場合を除く。)

	土	イアル IX 700 と 1717.	التي زا		1/11日 7 時紀見		州で財牧し	/ C T 110/1/1/1	1) June	. PN 1 0 /
							利用料金	金の額		
		区	分		午前	午後	夜間	午前	午後	午前
								午後	夜間	午後
								, 54	p -1. 4	夜間
競	全	1 アマチュア	夏期	平日	40,400円	40,400円	50,500円	72,720円	81,810円	105,040円
技	部	のスポーツ		土曜日	60,600円	60,600円	75,750円	109,080円	122,710円	157, 560円
場	利	に係る競技		日曜日						
	用	会又は練習		休 日						
		会に利用す	冬期	平日	126,000円	126,000円	157,500円	226,800円	255, 150円	327,600円
		る場合		土曜日	189,000円	189,000円	236, 250円	340, 200円	382,720円	491,400円
				日曜日						
				休 日						
		2 生活文化	夏期	平日	82,400円	82,400円	103,000円	148,320円	166,860円	214, 240円
		の向上に係		土曜日	123,600円	123,600円	154,500円	222, 480円	250,290円	321, 360円
		る研修会、		日曜日						
		講演会その		休日						

他の集会に 冬期 日 252,100円 315,120円 453,780円 510,490円 655 730円 月 278,150円 378,150円 378,150円 472,680円 680,670円 765,730円 983 15 位 1 日曜日 休日 1 123,800円 123,800円 154,750円 222,840円 250,690円 321 185,700円 185,700円 232,120円 334,260円 376,030円 482 378,500円 1 1,21,950円 1,149,670円 1,470 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
合 日曜日 秋 日 日曜日 秋 日 日曜日 平 日 123,800円 154,750円 222,840円 250,690円 321 の向上に係る展示会に利用する場合 土曜日 利用する場 185,700円 185,700円 232,120円 334,260円 376,030円 482 本曜日 日曜日 休日 本間日 日曜日 株日 本曜日 日曜日 株日 567,750円 567,750円 709,680円 1,021,950円 1,149,670円 1,470 在協物に利用する場合 平日 日曜日 株日 206,000円 206,000円 257,500円 370,800円 417,150円 535 本曜日 日曜日 株日 本間日 日曜日 株日 本日 206,000円 257,500円 370,800円 417,150円 535 本曜日 日曜日 大田 日曜日 大田 日曜日 本日 日曜日 大日 1,134,540円 1,276,350円 1,631 本曜日 日曜日 大田 日曜日 大日 1 カメーシー 日曜日 大日 1,181,800円 1,701,810円 1,914,520円 2,450 第四日 日曜日 大日 日曜日 大日 1 1 1 1,124,540円 1,276,350円 1,631 1,631 1,120円 1,120円 1,127日 1,011 1,121 1,120円 1,121 1,120円 1,120円 1,120円 1,120円 1,120円 1,120円 1,120円 1,121 1,121 1,121 1,1
株 目 123,800円 154,750円 222,840円 250,690円 321 321 334,260円 376,030円 482 378,500円 473,120円 681,300円 766,450円 984 1 世曜日 1 世曜日 1 日曜日 1 日曜日
3 生活文化 2期
中国
日曜日
利用する場 休 日 2月 378,500円 378,500円 473,120円 681,300円 766,450円 984 14曜日 1,476 1,4
合 冬期 平日 378,500円 378,500円 473,120円 681,300円 766,450円 984 土曜日日曜日休日日曜日休日日曜日休日日曜日休日日曜日休日日曜日休日日曜日日日曜日
土曜日 日曜日 (休 日 日曜日 (日 日 日 日
日曜日
休日 206,000円 206,000円 257,500円 370,800円 417,150円 535 48 1 日曜日 1 日
4 その他の催物に利用する場合 夏期 平 日 206,000円 206,000円 257,500円 370,800円 417,150円 535 (200円 625,720円 803 803 803,000円 787,870円 1,134,540円 1,276,350円 1,638 1 1 テニスコート 1面1回につき 工曜日 1面1回につき 土曜日、日曜日、休日 1,270,810円 1,914,520円 2,458 1 1 テニスコート 1面1回につき 土曜日、日曜日、休日 1,270円 1 1面1回につき 土曜日、日曜日、休日 1,270円 1 1面1回につき 1 1面1回につき 1 1面1回につき 1 1面1回につき 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
仕職日 古の場合 上曜日 309,000円 309,000円 386,250円 556,200円 625,720円 803
日曜日
契期 平日 630,300円 787,870円 1,134,540円 1,276,350円 1,638 土曜日日曜日休日日曜日休日日曜日休日日曜日休日日曜日休日日曜日休日日曜日日休日日曜日日休日日曜日休日日日曜日 休日日日曜日 休日日日曜日 休日日日曜日 1面1回につき 土曜日、日曜日、休日日日曜日、休日日日曜日 1面1回につき 土曜日、日曜日、休日日日曜日、休日日日曜日 1 面1回につき 土曜日、日曜日、休日日日曜日 1 面1回につき 土曜日、日曜日、休日日日曜日 1 回1回につき 土曜日、日曜日、休日日日曜日 1 回1回につき 土曜日、日曜日、休日日日曜日 1 回1回につき 土曜日、日曜日、休日日日曜日 1 回1回につき 上曜日、日曜日、休日日日曜日 1 回1回につき 土曜日、日曜日、休日日日曜日 1 回1回につき 上曜日、日曜日、休日日日曜日 1 日曜日、休日日日曜日 1 日曜日
専用 平日 630,300円 787,870円 1,134,540円 1,276,350円 1,638 土曜日日曜日休日日曜日休日日曜日休日日曜日休日日曜日休日日曜日休日日曜日日休日日曜日日休日日曜日日休日日曜日休日日日曜日 休日日日曜日 休日日日曜日 休日日日曜日 休日日日曜日 休日日日曜日 休日日日曜日 休日日日曜日 大休日日 1,20円日曜日 大休日日曜日 大休日日 1,20円日曜日 大株日日 1,20円日曜日 大休日日 1,20円日曜日 大休日日 1,20円日曜日 大休日日 1,20円日曜日 大井田 1,20円日曜日 大井田 1,20円日曜日 1,20円日 1,20円日曜日 1,20円日曜日 1,20円日曜日 1,20円日曜日 1,20円日 1,20円日 1,20円日 1,20円日 1,20円日 1,20円日
日曜日 (本 日 日
休日
1 コートを利用する場合
1面1回につき 土曜日、日曜日、休日 1, 2 フットサルコート 1面1回につき 土曜日、日曜日、休日 1, 2 フットサルコート 1面1回につき 2, 18歳以上の者(高等 18歳未満の者(学齢に達した 学校の生徒及びこれ 小学校の児童、中学校の生徒及びこれ 小学校の生徒及びこれ 小学校の児童、中学校の生徒及びこれ 小学校の児童、中学校の生徒及びこれ 小学校の児童、中学校の生徒及びこれ 小学校の児童、中学校の生徒及びこれ 小学校の児童、中学校の生徒及びこれ 小学校の児童、中学校の生徒及びこれ 小学校の児童、中学校の生徒及びこれ 小学校の児童、中学校の生徒及びこれ 小学校の児童、中学校の生徒及びこれ 小学校の生徒及びこれ 小学校の生徒及びこれ 小学校の生徒及びこれ 小学校の生徒及びこれ 小学校の生徒及びこれ 小学校の児童、中学校の生徒及びこれ 小学校の児童、中学校の生徒及びこれ 小学校の児童、中学校の生徒及びこれ 小学校の児童、中学校の生徒及びこれ 小学校の児童、中学校の生徒及びこれ 小学校の児童、中学校の児童・学校の学校の学校の学校の学校の学校の学校の学校の学校の学校の学校の学校の学校の学
1
日
個
人 利 用用 用用
1,120円
度期利用 利用月数 18歳以上の者(高等 学校の生徒及びこれ 小学校の児童、中学校の生徒及びこれ 小学校の児童、中学校の生徒及びこれ 小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く) 合 1月 3,470円 3月 9,770円 5 6月 16,980円 11 12月 32,250円 19 回数券(5回券) 1,860円 1 団体入場 5人以上の場合は 18歳以上の者(高等 18歳未満の者(学齢に達した)
の場合 学校の生徒及びこれ 小学校の児童、中学校の生徒及びこれ に準ずる者を除く) これらに準ずる者を除く) 1月 3,470円 2 3月 9,770円 5 6月 16,980円 11 12月 32,250円 19 回数券 (5回券) 1,860円 1 団体入場 5人以上の場合は 18歳以上の者 (高等 18歳未満の者 (学齢に達した)
場合 に準ずる者を除く) これらに準ずる者を除く) 1月 3,470円 2 3月 9,770円 5 6月 16,980円 11 12月 32,250円 19 回数券 (5回券) 1,860円 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
合 1月 3,470円 2 3月 9,770円 5 6月 16,980円 11 12月 32,250円 19 回数券(5回券) 1,860円 1 団体入場 5人以上の場合は 18歳以上の者(高等 18歳未満の者(学齢に達した)
3月 9,770円 5 6月 16,980円 11 12月 32,250円 19 回数券(5回券) 1,860円 1 団体入場 5人以上の場合は 18歳以上の者(高等 18歳未満の者(学齢に達した)
6月 16,980円 11 12月 32,250円 19 回数券(5回券) 1,860円 1 団体入場 5人以上の場合は 18歳以上の者(高等 18歳未満の者(学齢に達した)
12月 32,250円 19 19 19 19 19 19 19 1
回数券 (5回券)1,860円1団体入場5人以上の場合は 18歳以上の者 (高等 18歳未満の者 (学齢に達し)
団体入場 5人以上の場合は 18歳以上の者(高等 18歳未満の者(学齢に達し)
一人 1 回に フさ 「子校の生徒及いこれ 「小子校の光重、中子校の生徒 (に準ずる者を除く) 「これらに準ずる者を除く)
830円
その スケ 個人入場 1人1回につき 1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者
他一ト
2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児
学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)
但し、平日の16時から
回数券(6回券) 1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者
2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児
学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)
4,
団体入場 30人以上99人まで 1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者
の場合1人1回に
の場合1人1回に つき 2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児
の場合1人1回に
の場合1人1回に つき 2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)
の場合 1 人 1 回につき 2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。) 100人以上の場合 1 1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者
の場合 1 人 1 回に つき 2 1 以外の者(学齢に達しない者、小学校の児 学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。) 100人以上の場合 1 1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者 人 1 回につき
の場合 1 人 1 回に つき 2 1以外の者 (学齢に達しない者、小学校の児 学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。) 100人以上の場合 1 人 1 回につき 1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者 2 1以外の者 (学齢に達しない者、小学校の児
の場合 1 人 1 回に つき 2 1 以外の者(学齢に達しない者、小学校の児 学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。) 100人以上の場合 1 1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者 人 1 回につき
の場合 1 人 1 回に つき 2 1 以外の者 (学齢に達しない者、小学校の児 学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。) 100人以上の場合 1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者 人 1 回につき 2 1 以外の者 (学齢に達しない者、小学校の児 学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)
の場合 1 人 1 回に つき 2 1以外の者 (学齢に達しない者、小学校の児 学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。) 100人以上の場合 1 人 1 回につき 1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者 2 1以外の者 (学齢に達しない者、小学校の児

		2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)
		630円
	回数券(6回券)	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者
		1,200円
		2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中
		学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)
		3,150円

- JOC・北海道パートナー協定に基づき屋外競技場を利用する場合(利用者が観覧者から入場料を徴収して全部利用する場合を除く。)

									利用料	金の額		
		区		分		午前	午往	发	夜間	午前	午後	午前
										午後	夜間	午後
												夜間
競	全		マチュ		平日	20,500円	20, 5		25,625円	41,000円	46,125円	66,625円
技	部		スポー		土曜日	30,750円	30, 7	50円	38,438円	61,500円	69, 188円	99, 938円
場	利		る競		日曜日							
	用		は練		休日							
				す 冬期	平日	63,950円	63, 9		79,938円	127,900円	143,888円	207,838円
		る場	台		土曜日日曜日	95,925円	95, 9	25円	119,907円	191,850円	215,832円	311,757円
					休日							
		2 =	上活文	化 夏期	平日	41,800円	41,8	900円	52,250円	83,600円	94,050円	136,850円
			」上に		土曜日	62,700円	62, 7		78, 375円	125, 400円	141,075円	203,775円
			· 作会.		日曜日	52, 100, 3	0=, .		, ,	120, 100, 3	111, 0.01,	
			会そ		休 日							
		他の	集会	に 冬期	平日	127,950円	127, 9	50円	159,938円	255,900円	287,888円	415,838円
		利用	する:	場	土曜日	191,925円	191, 9	25円	239,907円	383,850円	431,832円	623, 757円
		合			日曜日							
				, , , , , , , , , , , , , , , , , , , 	休日							
			上活文		平日	62,850円	62, 8		78,563円	125,700円	141, 413円	204, 263円
]上に 示会		土曜日日曜日	94, 275円	94, 2	75円	117,845円	188,550円	212, 120円	306, 395円
			かっている。		休日							
		合	192.	冬期	平日	192,100円	192, 1	00円	240, 125円	384, 200円	432,225円	624, 325円
				791	土曜日	288, 150円	288, 1		360, 188円	576, 300円	648, 338円	939, 488円
					日曜日					,		
					休 日							
			の他		平日	104,550円	104, 5	50円	130,688円	209, 100円	235, 238円	339, 788円
			のに利,	用	土曜日	156,825円	156, 8	25円	196,032円	313,650円	352,857円	509,682円
		する:	場合		日曜日							
				Б 44п	休日	010 000	010.0	III	000 055	200 000	510 F55	
				冬期	平日	319,900円	319, 9		399,875円	639,800円	719,775円	1,039,675円
					土曜日日曜日	479,850円	479, 8	550円	599,813円	959, 700円	1,079,663円	1,559,513円
	_					1 テニスコ	ュート		I	1面1回に	つき	1,380円
	部	_		,,, 0	H	2 フットサ		- -		1面1回に		2,770円
	利	2	トレ	個人入場	1 7	1人1回につ			以上の者(高	等 18歳未満	萌の者(学齢に	達しない者、
	用	個	ーニ									交の生徒及び
		人	ング					に準	ずる者を除く) これらに	工準ずる者を 隊	
		利	場		NH. L			ļ .		5円	2011 233 Int	370円
			その	スケート	、滑走	1人1回につ	つき	1	高等学校の生	徒及びこれに	こ 準する者	4.50 F
			他					- 0	1 円 州 の 孝 /	(学龄)7 法1 4	コンネー 小学	<u>150円</u> 咬の児童、中
									1以外の者(校の生徒及び			
								7	仅の主促及し	. 二和的に中。	の日で除く。	410円
				その他		1人1回に~	つき	1	高等学校の生	徒及びこれに	こ準ずる者	110 1
				- ,_			-	L				150円
								2	1以外の者(学齢に達した	ない者、小学権	交の児童、中
								学	校の生徒及び	これらに準っ	げる者を除く。	*
												410円

オ 屋内競技場又は屋外競技場を利用者が観覧者から入場料を徴収して全部利用する場合 利用料金の額 その利用料金の額の区分に応じ、アからエの表に定める額にそれぞれ1.5を乗じて得 た額

カ 屋内競技場又は屋外競技場の施設、設備等を利用する場合

	A. H. J. A. J.	
区 分	利用料金の額	
放送室(拡声装置)	1日1回につき	7,840円
電光掲示板	1日1回につき	13, 100円
電光計測器	1日1回1基につき	7,840円
特別応接室(貴賓室を除く)	1時間ごとに	7,840円
乾燥室	1日1室につき	5,230円
更衣室(個室)	1日1室につき	830円
シャワー室	1日1室につき	4,690円
長机	1 日 5 脚につき	590円
パイプいす	1日10脚につき	590円
フロア用ジュータン	1 日 1 枚につき	830円
テニスネット	1日1回につき	830円
卓球台(ネット付き)	1日1回1台につき	590円
バスケットボールゴール	1日1回1組につき	830円
バレーボール支柱(ネット付き)	1日1回1組につき	590円
バドミントン支柱(ネット付き)	1日1回1組につき	590円
ハンドボールゴール	1日1回1組につき	590円
アイスホッケーゴール	1日1回1組につき	590円
フットサルゴール	1日1回1組につき	590円
競技審判台	1日1回1台につき	280円
競技得点板	1日1回1台につき	280円
ファール回数表示器	1日1回1個につき	280円
タイムアウト要求器	1日1回1個につき	280円
タイマー(電動式)	1日1回1個につき	590円
ストップウォッチ	1日1回1個につき	280円

キ 会議室を使用する場合

				利	用料	金の着	額	
	区	分	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	午前 午後 夜間
屋内	夏期	平日	2,830円	2,830円	2,830円	5,090円	5,090円	6,790円
競技 場又 は屋		土曜日 日曜日 休 日	4,240円	4,240円	4,240円	7,630円	7,630円	10, 180円
外競 技場	冬期	平日	3,790円	3,790円	3,790円	6,820円	6,820円	9,090円
技場		土曜日 日曜日 休 日	5,680円	5,680円	5,680円	10,230円	10, 230円	13,630円

ク JOC・北海道パートナー協定に基づき会議室を利用する場合

			利	用料	金の着	額	
区	分	午前	午後	夜間	午前	午後	午前
_	7	1 13 3	1 12	1001113	午後	- 海問	午前 午後 夜間
					1 100	(XIII)	- 以 安胆
							1叉 削
夏期		1,435円	1,435円	1,435円	2,870円	2,870円	4,305円
	十曜日	2,153円	2,153円	2,153円	4,305円	4,305円	6,458円
		, , , ,	,	,	, , ,	, , ,	,
冬期		1,925円	1,925円	1,925円	3,850円	3,850円	5,775円
	土曜日	2,888円	2,888円	2,888円	5,775円	5,775円	8,663円
	日曜日						
	休日						
	冬期	夏期 平日 土曜日 日曜日 休日 上曜日 日曜日 休日	夏期 平日 1,435円 土曜日 2,153円 日曜日 休日 冬期 平日 1,925円 土曜日 2,888円 日曜日 休日	夏期 平日 1,435円 1,435円 土曜日 2,153円 2,153円 日曜日 休日 1,925円 1,925円 土曜日 2,888円 2,888円 日曜日 1,925円 1,925円	夏期 平日 1,435円 1,435円 1,435円 土曜日 2,153円 2,153円 2,153円 日曜日 休日 1,925円 1,925円 1,925円 土曜日 2,888円 2,888円 2,888円 日曜日 日曜日 1,925円 2,888円	区 分 午前 午後 夜間 午前 午後 夏期 平日 1,435円 1,435円 2,870円 土曜日 日曜日 休日 2,153円 2,153円 2,153円 4,305円 冬期 平日 1,925円 1,925円 1,925円 3,850円 土曜日 日曜日 休日 2,888円 2,888円 2,888円 5,775円	区 分 午前 午後 夜間 午前 午後 夜間 夏期 平日 1,435円 1,435円 2,870円 2,870円 土曜日 2,153円 2,153円 2,153円 4,305円 日曜日 休日 1,925円 1,925円 3,850円 3,850円 土曜日 2,888円 2,888円 2,888円 5,775円 5,775円 日曜日 1,925円 2,888円 2,888円 5,775円 5,775円

ケ 屋内競技場又は屋外競技場を観覧する場合

区分	利用料金の額
屋内競技場又は屋外競	個 人 1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者

技場		120円
		2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、
		中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)
		160円
	30人以上の団体	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者
	1人につき	80円
		2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、
		中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)
		90円

コ JOC・北海道パートナー協定に基づき屋内競技場又は屋外競技場を観覧する場合

区分	利用料金の額	
屋内競技場又は屋外競	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者	
技場		65円
	2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、	
	中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)	
		80円

サ 駐車場を利用する場合

区分	利用料金の額	
バス	1回1日につき	660円
	回数券(6枚綴り)	3,300円
乗用車	1回1日につき	320円
	回数券(6枚綴り)	1,600円
自動二輪車(原動機付自転車を含む。)	1回1日につき	210円
	回数券(6枚綴り)	1,050円

備考

- 1 冬期とは11月1日から翌年3月31日までの期間内において知事と協議して定められた期間とし、 夏期とは冬期以外の期間とする。
- 2 午前とは午前9時から午後1時までとし、午後とは午後1時から午後5時までとし、夜間とは午 後5時から午後9時までとする。
- 3 月曜日から金曜日までの日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く(以下「平日」という。)。)の夜間の全部利用に係る利用料金の額は、平日の午前又は午後の利用料金の額に1.25を乗じて得た額とする。
- 4 平日に屋内競技場又は屋外競技場を全部利用する場合であって別表第1に定める利用の時間を超過し、又は繰り上げて利用するときのその利用に係る利用料金の額は、当該利用時間(利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数の時間があるときは、当該時間については、1時間として計算するものとする。)1時間につき、午後9時から午前7時までの利用にあっては夜間の全部利用に係る利用料金の額に0.25を乗じて得た額とし、午前7時から午前9時までの利用にあっては午前の全部利用に係る利用料金の額に0.25を乗じて得た額とする。
- 5 土曜日、日曜日及び休日に屋内競技場又は屋外競技場を全部利用する場合であって別表第1に定める利用の時間を超過し、又は繰り上げて利用するときのその利用に係る利用料金の額は、当該利用時間(利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数の時間があるときは、当該時間については、1時間として計算するものとする。)1時間につき、午後9時から午前7時まで又は午前7時から午前9時の利用にあっては、前号の規定により算出した額に1.5を乗じて得た額とする。
- 6 土曜日、日曜日及び休日に屋内競技場又は屋外競技場を全部利用する場合における全部利用に係る利用料金及び会議室の利用料金の額は、平日における利用料金の額に1.5を乗じて得た額とする。
- 7 土曜日、日曜日及び休日におけるスケートリンクを利用する場合に係る利用料金の額は、アの表に掲げる額に1.2を乗じて得た額とする。
- 8 イ、エ、ク及びコの表に掲げる額は、北海道立都市公園条例で規定されている利用料金の上限額 から50%割り引いた額を基本とし、端数が生じた場合は切り上げている。

ただし、イの表に掲げるコートを利用する場合及びスケートリンクを利用する場合に係る利用料金の額は、アの表の同項目に係る欄に掲げる額を、また、エの表に掲げるコートを利用する場合の利用料金の額は、ウの表の同項目に係る欄に掲げる額を適用する。

- 9 駐車場を利用する場合の利用料金の額の適用は、4月29日から11月3日までの土曜日、日曜日及び休日における午前6時30分から午後7時までに利用する場合とする。
- 10 貨物自動車の利用料金については、車体の大きさによって、バス又は乗用車に区分し、サの表に 掲げる額を適用する。

◆利用料金の減免基準及び運用

北海道立真駒内公園管理規則

(利用料金の減免の基準)

- 第6条 条例第12条の2第6項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。
 - (1) 次に掲げる者については、利用料金(駐車場の利用料金を除く。)を免除することができることとする。 特別支援学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者
 - イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設に(次号において「児童 福祉施設」という。)に入所し、又は通園している少年及びその引率者
 - 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受け ている者及びその引率者
 - 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
 - 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は 精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者
 - 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者(知的 障害者を除く。) と判定された者及びその引率者
 - 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその 引率者
 - 65歳以上の者
 - その他知事がアからクまでに掲げる者に準ずる者と認めるもの
 - 一般公開日に競技場を利用する者
 - (2) 次に掲げる者については、駐車場の利用料金を免除することができることとする。
 - 前号ア、ウ及びオからキまでに掲げる者(同号アに掲げる特別支援学校の児童及び生徒を除く。)

 - 児童福祉施設に入所し、又は通園している児童の引率者 その他知事がア又はイに掲げる者に準ずる者と認めるもの
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める場合は、利用料金を減免することがで きることとする。
 - ※ 「知事が特別な理由があると認める場合」の運用について

道が主催、又は、道と他の団体との共催で事業を行う場合で次の視点から減免が妥当と認められるもの。ただし、適用 にあたっては、事前に設置者と協議すること。

- ① 本道の活性化やイメージアップにつながるもの
- ② 本道の観光、生活、文化、芸術の振興を目的とするもの
- ③ 都市公園の設置目的にかなったもので、かつ都市公園の効用を著しく高める催し等
- ④その他北海道及び道民全体にとって共通の利益享受となるなど公益性を有しているもの

<参考>

「庁舎及び敷地内で開催される各種イベント事業等に係る使用許可の取り扱いについて」(平成17年10月3日付け管 財第875号(総務部管財課長)通知) (抜粋)

(2) 使用許可を必要としない場合

道が主催、又は、道と他の団体との共催で事業を行うとき。共催で事業を実施する場合は、道の事務事業の内 容及び共催者との役割分担が明確になっていること

- 真駒内公園 (使用料) 利用料金実績 「2真駒内公園利用実績」のとおり
- 管理運営経費の推移

(1) 管理運営経費の推移 (千円. 人)

	(111) / (/					
		H30年度 (決算)	R1年度 (決算)	R2年度 (決算)	R3年度 (予算)	主な内訳・数量
受益者	利用料金	147, 662	180, 587	35, 973	163, 199	
負 担	その他	33, 032	30, 750	20, 175	36, 440	
道負担	負担金	105, 030	107, 165	261, 674	109, 778	
坦貝坦	修繕費	35, 658	27, 280	16, 170	0	
	人件費	64, 231	68, 902	72,848	79, 299	
	維持管理費	96, 519	89,686	66,806	72, 528	
	光熱水費	52, 111	54, 280	39, 102	57, 989	
管理運	修繕費	44, 408	35, 406	23, 704	14, 539	
営経費	事業費	24, 088	23, 093	17,837	26, 802	
	収益事業	412	347	114	0	物品販売等に関する事業
	普及事業	23, 676	22, 746	17, 723	26, 802	スポーツ普及振興等に関する事業
	その他	126, 552	151, 178	127, 827	130, 788	※その他管理運営に係る経費

職員	常勤	12	12	12	13	
体制	非常勤・臨時職員	19	20	22	20	

(2) 資産の状況 (千円)

/	A THE VIEW			(114/
	資産の種別	建築費・取得費	残存価格	適用(内訳等)
	土 地	_		
	建物	354, 945	160, 907	屋内競技場
	是 物	136, 609	52, 176	屋外競技場
		•	69, 045	管理事務所、トイレ等建物
	その他		130, 392	東屋、暗渠等工作物
	,_			

(3) 主な修繕等の実績及び見込み

/ <u>上が炒帽寸。</u>		<u>= ° / </u>		
年度	負担者	修繕箇所	金額 (千円)	備考
H30年度	指定管理者	ボイラ制御センサー修理等	9, 681	
	道	公園外周フェンス修繕 等	3, 866	道が発注
R1年度	指定管理者	受水槽定水位弁他修繕 等	28, 074	
	道	冷凍機水室ケース交換補修等	7, 104	道が発注
R2年度	指定管理者	木製フロアブル取替修繕等	7, 338	
	道	スケートリンクコンクリート修繕 等	5, 151	道が発注
R3年度	指定管理者	トレーニング機器等修理等	14, 539	予算額
	道	等		道が発注 予算額

実施事業の概要

- (1) 指定管理業務
 - ① 施設の維持管理(芝管理、樹木管理、警備、清掃、施設設備保守点検・修繕業務、スケートリンク整氷業 務など)
 - ② 有料施設の利用承認、受付・案内業務 屋内競技場、屋外競技場、駐車場の利用承認
 - ③ 施設の利用促進(広告、宣伝等PR) 営業活動 (団体訪問、電話随時)、展示会誘致
- (2)【参考】現指定管理者の自主企画事業(上記に含まない独自事業)

園)

カタクリの花観察会、公園農産市、歩くスキー愛好会の集いなど フィギュアスケート教室、女性健康美運動教室、からだデザイン教室、少年剣道教室、 屋内競技場) 少年空手道教室、ポールウォーキング、女性リフレッシュ教室、ソフトヨガ教室など テニス教室、スケート教室、幼児・親子体育教室、ストレッチ教室、太極拳教室、

屋外競技場) 走り方教室など

都市公園法第5条及び同法第6条に基づく設置許可等の状況

〔設置許可〕都市公園決第5条関係

設置を許可した公園施設	規模等	許可使用料	許可	先
自動販売機(屋内外)(3件)	35台	113,760円	(一財)北海道体育文化協会	(期限:~4年3月31日)
豊平川さけ科学館及び実習棟設置(2件)	$3,971.72\mathrm{m}^2$	免除	札幌市	(期限:~6年3月31日)
応急給水施設設置	1 棟	免除	札幌市	(期限:~4年3月31日)

〔工作物の占用許可〕都市公園法第6条関係

占用を許可した施設の概要	規模等	許可使用料	許可先
支線、防護管外	6. 5m	455円	北海道電力(株) (期限:~12年3月31日)
電源ケーブル、引込管、電線管路外(3件)	1, 749. 6m	123,812円	北海道電力(株) (期限:~8年3月31日)
電柱	1本	990円	北海道電力(株) (期限:~13年3月31日)
中継放送所	$87.5\mathrm{m}^2$	64,750円	日本放送協会 (期限:~12年3月31日)
公衆電話所2箇所・電源ケーブル	$4.54\mathrm{m}^2$	7,559円	東日本電信電話(株) (期限:~4年3月31日)
	60 m		
ガス管埋設、マンホール(2件)	166.8m	17,446円	北海道ガス (株) (期限:~13年3月31日)
ソフトハ゛ンク Wi-Fi スポ゚ット(2件)	$1.87{\rm m}^2$	120,593円	<i>ソフトバンク</i> (株) (期限:~6年3月31日)
・ケーフ゛ル	1, 703m		
携帯電話基地局(3件)	$12.32\mathrm{m}^2$	241,865円	(株)NTT ドコモ北海道 (期限:~6年3月31日)

・ケーフ゛ル・通信管	3, 325 m			
au 携帯電話用アンテナ・無線装	6. 61 m²	566,011円	KDDI 株式会社	(期限:~5年3月31日)
置・ケーフ・ル	8,016m			
携帯電話サービス、基地局・通	0. 78 m²	149,607円	ソフトバンク(株)	(期限:~5年3月31日)
信線・通信管	2, 129m			
映像伝送設備	90. 00m	6,300円	ネクシオン(株)	(期限:~6年3月31日)
携帯端末用データ通信設備・電	$2.44\mathrm{m}^2$	162, 105円	UQ コミュニケーションス゛(株)	(期限:~13年3月31日)
源ケーブル・通信管	2, 290 m			
Wi-Fi 設備・ケーブル類	1. 05 m²	39,907円	エヌ・ティ・ティフ゛ロート゛ハ゛ント゛フ゜ラット	フォーム(株)
	559 m			(期限:~4年3月31日)
携帯電話基地局・ケーブル類	0.86 m²	11,626円	Wireless City Planning (株) (期限:~5年3月31日)
	157 m			
豊平川さけ科学館付帯工作物設置	1, 402m	免除	札幌市	(期限:~6年3月31日)
(3件)	66. 69 m²			
記念標示板	1 基	免除	北海道開発局	(期限:~3年3月31日)
上下水道管埋設(8件)	5, 335. 62m	免除	札幌市	(期限:~8年3月31日)
配水池、配水管路の設置	813 m²	免除	札幌市	(期限:~12年3月31日)
柵、階段、園路	949. 57 m ²	免除	札幌市	(期限:~6年3月31日)
案内標識	2 基	免除	札幌市	(期限:~12年3月31日)
ケーブル埋設	255. 6 m²	免除	札幌市	(期限:~7年3月31日)
下水道管埋設(白川第3送水管)	281. 76m	免除	札幌市	(期限:~6年3月31日)
電力ケーブル等埋設・簡易舗装	148 m	免除	札幌市	(期限:~4年3月31日)
	66. 69 m²			
外灯、電力ケーブル	1 基	免除	札幌市	(期限:~6年3月31日)
	20 m			
避難標識設置	1 基	免除	札幌市	(期限:~9年3月31日)
	$1.05\mathrm{m}^2$			